



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月12日火曜日 第2258号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	407
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	407
基本測量の終了の通知.....	408

公共測量の終了の通知.....	408
道路の区域変更（一般国道378号）.....	408
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	408
道路の供用開始（県道伊予松山港線）.....	408

## 告 示

### ○愛媛県告示第506号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年4月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
そうごう薬局千代田町店	八幡浜市1455-23	総合メディカル株式会社	精神通院医療（薬局）	平成23年3月1日
ハッピー薬局室町店	松山市室町73番1 ハッピービルディング1階	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成23年4月1日
明倫薬局	宇和島市広小路2-40	有限会社アボトライ	精神通院医療（薬局）	平成23年4月1日

### ○愛媛県告示第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年4月12日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届 出 年月日
パルティ・フジ内子	喜多郡内子町内子1447番 外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社フジほか1者	株式会社フジほか4者	平成23年3月11日	平成23年3月29日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年 5月10日から  
平成23年 2月18日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、伊方町

○愛媛県告示第509号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（都市計画図修正）
- 2 作業期間 平成22年12月24日から  
平成23年 3月25日まで
- 3 作業地域 松前町

○愛媛県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市中村字長サコ乙4番1から 同市中村字明音寺甲581番1まで	旧	メートル 11.5～17.2	キロメートル 0.046	
			新	17.2～24.0	0.046	

○愛媛県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂648番7	旧	メートル 5.2～33.2	キロメートル 0.336	
			新	22.5～71.3	0.296	

○愛媛県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字西開846番3から 同字846番5まで	平成23年 4月12日